

瀬戸市 I C T 戦略推進プラン検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における様々な地域課題を解決するため、情報通信技術（以下「I C T」という。）の戦略的な利活用を促進し、今後の取組みの方向性及び計画を示す瀬戸市 I C T 戦略推進プラン（以下「推進プラン」という。）の策定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 推進プランに関する事項を検討するため、瀬戸市 I C T 戦略推進プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) I C T の戦略的な利活用に関する方針
- (2) I C T の戦略的な利活用に関する取組み
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) I C T に関し学識経験を有する者
- (2) I C T に関わる民間企業、N P O 法人、市民団体等に属し専門的知識を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から推進プランを策定する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第6条 委員に対して、委員会の会議（以下「会議」という。）1回の参加につき謝礼として7, 3 0 0円を支給する。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議については、市長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席及び資料の提出等を要請することができる。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

5 議事内容、経過及び資料は公表することとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営戦略部情報政策課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月24日から施行する。